

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条第
二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年二月一日とすること。